

[別紙]
様式1

事業報告書
(自 令和4年 9月 1日 至 令和5年 8月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 久原医院
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県壱岐市芦辺町箱崎大左右触500番地2

(3) 設立認可年月日 平成15年 3月10日

(4) 設立登記年月日 平成15年 3月24日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	久原 克彦	
理事	久原 洋平	
同	久原 茉莉奈	
監事	久原 早苗	

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	久原医院	長崎県壱岐市芦辺町箱崎大左右触500番地2	一般病床 0床 療養病床 0床 [医療保険 0床] [介護保険 0床]

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和4年8月20日 令和3年度決算の見込み報告
- 令和4年10月31日 令和3年度決算の最終報告・理事選任

※医療法人整理番号

法人名 医療法人 久原医院

所在地 長崎県壱岐市芦辺町箱崎大左右触500番地2

貸借対照表
(令和5年 8月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	12,540	I 流動負債	3,389
II 固定資産	103,863	II 固定負債	63,527
1 有形固定資産	103,357	負債合計	66,916
2 無形固定資産	464	純資産の部	
3 その他の資産	42	科目	金額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	39,487
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	49,487
資産合計	116,403	負債・純資産合計	116,403

※医療法人整理番号

法人名 医療法人 久原医院

所在地 長崎県杵岐市芦辺町箱崎大左右触500番地2

損 益 計 算 書
(自 令和4年 9月 1日 至 令和5年 8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	68,022
1 事業収益	△ 66,840
2 事業費用	1,182
本来業務事業利益	
B 附帯業務事業損益	0
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	1,182
事業利益	3,839
II 事業外収益	△ 23
III 事業外費用	4,998
経常利益	0
IV 特別利益	0
V 特別損失	4,998
税引前当期純利益	△ 1,033
法人税等	
当期純利益	3,965

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 久原医院
 所在地 長崎県壱岐市芦辺町箱崎大左右触 500 番地 2

※医療法人整理番号

財 産 目 録

(令和 5 年 8 月 31 日現在)

1. 資 産 額	116,403 千円
2. 負 債 額	66,916 千円
3. 純 資 産 額	49,487 千円

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	12,540
B 固 定 資 産	103,863
C 資 産 合 計 (A+B)	116,403
D 負 債 合 計	66,916
E 純 資 産 (C-D)	49,487

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■法人所有 □賃借 □部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (■法人所有 □賃借 □部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式5

監事監査報告書

医療法人久原医院

理事長 久原 克彦 殿

私は、医療法人久原医院の令和4会計年度（令和4年9月1日から令和5年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和5年11月8日

医療法人 久原医院

監事 久原 早苗